

## 年金 2 (問題)

### 【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(30点)

(1) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。(各1点)

- ア 代議員および理事の定数は基金の人員規模、設立事業所の分布状況等を勘案して適正に定める必要がある。なお、代議員および理事の定数は偶数であること、また、代議員の定数は理事の定数を超えるものでなければならない。
- イ 基金がその設立事業所を増加又は減少させるときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の3分の2以上の同意が必要である。また、増加にかかる適用事業所に使用される被保険者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは当該労働組合の同意も得なければならない。
- ウ プラスアルファ部分は、平成17年4月以降設立の基金については、数理債務で代行部分の五割程度（平成17年4月前設立の基金については、一割程度）までは確保していなければならないこととされている。
- エ 厚生年金基金の加入員は、65歳に達した日には必ず加入員の資格を喪失する。
- オ 加算年金の額を加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は加算給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法により決定する場合の再評価に用いる指標として、「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」を取り得るが、これの例示として挙げられているのは、「総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数」「厚生年金基金令第39条の12第1項に掲げる有価証券指標」の2つである。

- (2) 「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成 24 年 1 月 31 日年発 0 1 3 1 第 2 号）」による改正後の厚生年金基金財政運営基準に定められている、厚生年金基金（以下、「基金」という。）の財政再計算について、次の ①～⑥ を適切な語句で埋めなさい。（各 1 点）

(厚生年金基金財政運営基準 第四 財政計算)

一 財政計算を行うべき場合

(1) (略)

(2) 財政再計算

- ア 基金を設立(合併又は分割により新たに基金を設立した場合及び企業年金基金が基金となった場合を含む。)した日から ① の属する事業年度が終了した場合  
イ 直前の財政再計算の基準日の ② が属する事業年度が終了した場合  
ウ 後記四の(2)に掲げる全ての ③ を見直した場合(後記(3)の変更計算のうち、後記四の(2)に掲げる全ての ③ を見直す場合を含み、見直した結果、一部の ③ を据え置く場合を含む。)

(3) (略)

二 基準日

(1)～(2) (略)

(3) 前記一の(2)のア及びイ並びに(3)のオ及びカのいずれかに該当した場合

④

(4) (略)

(5) 前記一の(2)のウに該当する場合

⑤

三～七 (略)

八 財政計算結果の取扱い

(1) (略)

(2) 書類の提出方法

- ア 財政再計算報告書は、代議員会の承認を得た上で、基準日の翌日から起算して ⑥ 以内に厚生労働大臣に提出すること。なお、前記七の(2)については、別綴じにして提出すること。

イ～エ (略)

- (3) 「厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について（平成 24 年 1 月 31 日 年発 0131 第 1 号）」による改正後の厚生年金基金設立認可基準取扱要領に定められている、選択一時金について、次の ①～⑤ を適切な語句で埋めなさい。（各 1 点）

(厚生年金基金設立認可基準取扱要領第二 四 (10) ⑥)

選択一時金の額は、加算年金を年金として支給することとした場合の加算年金のうち保証期間に相当する部分の ① を限度とすること。この場合において、① の算定に用いる利率は、② する日の直前の財政計算の基準日以降の日における ③ 又は ④ を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における ③ のうち、⑤ (ただし、加算年金の額の算定において、加算適用加入員でなくなったときから、④ を満たすまでの期間の全部又は一部について、③ を下回る利率（当該期間に応ずる利子に相当する額を加算しない場合にあつては、零。以下この⑥において同じ）を用いる場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとにおける当該下回る利率) とすること。

- (4) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）における解散理由に関する基準について、次の ①～⑧ を適切な語句で埋めなさい。（各 1 点）

(厚生年金基金の解散及び移行認可について)

代議員会で議決された当該基金の解散理由が、次の一～五のいずれかに該当しているものであること。

- 一 設立事業所の経営状況が、① の状態が続く見込みであるなど著しく悪化していること。  
(② の基金にあつては、当該基金の設立事業所の大半の事業所において経営状況が著しく悪化していること)
- 二 ③、④ 等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれること。
- 三 加入員数が、⑤ に比して著しく減少し、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。
- 四 法第 144 条の 5 第 4 項の規定に基づき、残余財産の全部または一部を ⑥ 第 2 条第 2 項に規定する企業型年金の同条第 7 項第 1 号ロに規定する ⑦ に移換しようとする場合であつて、当該移換を行うために基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。
- 五 一～四のいずれにも該当しない場合であつて、基金設立後の ⑧ 等により基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。

- (5) 次は、国民年金及び厚生年金に係る平成 21 年財政検証における経済前提の設定の基本的考え方に関する記述である。次の①～⑥に適切な語句を下の選択肢 (A)～(S)の中から選び記号で答えなさい。(各 1 点)

財政検証に用いる経済前提の設定方法については①の確保が求められていることから、今回の経済前提は、社会保障審議会年金部会に設置された経済前提専門委員会において、専門的・技術的な事項について行われた検討結果の報告(平成 20 年 11 月)に基づいて設定されたものである。

長期的な経済前提については、平成 16 年②における設定の考え方と同様、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の③の見通しや労働市場への参加が進むことを見込んだ労働力人口の見通し等を踏まえて④の観点から整合性のとれた推計を行い、長期間の平均として設定することを基本的な考え方とされている。この長期的な経済状況については、平成 20 (2008) 年度後半以降の日本経済及び世界経済の金融危機に起因する混乱を脱した後、再び安定的な成長軌道に復帰することを想定した上で、その段階での平均的な姿を見通したものとなっている。財政検証に用いる経済前提としては、経済前提専門委員会による検討結果の報告で示された経済前提の範囲の⑤をとることとした。

なお、平成 27 (2015) 年度までの足下の経済前提は、⑥が作成した「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(平成 21 年 1 月)に準拠することとした。

【選択肢】

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (A) 実質成長率 | (B) 経済産業省 | (C) 透明性   | (D) 労働経済  |
| (E) 統計学   | (F) 平均値   | (G) 将来    | (H) マクロ経済 |
| (I) 財政検証  | (J) 内閣府   | (K) 客観性   | (L) 説明力   |
| (M) 中央値   | (N) 正確性   | (O) 潜在成長率 | (P) 年金数理  |
| (Q) 厚生労働省 | (R) 財政再計算 | (S) 最頻値   |           |

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(30 点)

(1) 厚生年金基金の財政計算に用いる予定利率について、次の①、②の各問に答えなさい。  
(各 3 点)

- ① 厚生年金基金財政運営基準に定められている予定利率の設定方法について簡記しなさい。
- ② 代行部分の予定利率の設定にあたっては、代行部分の財政運営上の特徴を踏まえた特段の配慮が必要である。その配慮について簡記しなさい。

(2) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の分割や解散に伴う資産の分配について、次の①、②の各問に答えなさい。なお、承継事業所償却積立金は零とし、給付区分は設けていないものとする。(各 3 点)

- ① 分割により設立される基金に引き渡される年金経理に属する資産の額を定めるための方法を簡記しなさい。
- ② 基金が解散した場合における残余財産の分配方法を簡記しなさい。

(3) 過去期間代行給付現価に係る厚生年金保険の管掌者たる政府の負担金（以下、「給付現価負担金」という。）について、次の①、②の各問に答えなさい。(各 3 点)

- ① 給付現価負担金の交付の対象、給付現価負担金の額の算出方法について簡記しなさい。
- ② 給付現価負担金の交付の財政運営上の影響および留意点を記載しなさい。

(4) 以下は、ある厚生年金基金（以下、「基金」という。）の平成 24 年度財政決算における諸数値である。これに関連し、次の①～④の各問に答えなさい。（各 3 点）

平成 24 年度財政決算における諸数値	
・純資産額	16,000 百万円
・最低責任準備金	18,200 百万円
・数理債務	3,800 百万円
・未償却過去勤務債務残高	3,000 百万円
・資産評価調整加算額	1,600 百万円
・許容繰越不足金	1,350 百万円

- ① この基金の平成 24 年度財政決算における最低責任準備金調整額を算出なさい。なお、解答にあたっては算出過程を示すこと。また、金額の計算において端数が生じる場合には、百万円未満を四捨五入すること。

ここで、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り（以下、「厚生年金運用利回り」という。）および厚生年金運用利回りに 1 を加えた率を 12 分の  $n$  乗して得た率は、次の表のとおりとすること。

【厚生年金運用利回り】（▲はマイナス）

年 度	厚生年金運用利回り
平成 22 年度	▲0.26%
平成 23 年度	2.17%
平成 24 年度	4.10%

【厚生年金運用利回りに 1 を加えた率を 12 分の  $n$  乗して得た率】

n	1	2	3	4	5	6
$(-0.0026+1)^{n/12}$	0.9998	0.9996	0.9993	0.9991	0.9989	0.9987
$(0.0217+1)^{n/12}$	1.0018	1.0036	1.0054	1.0072	1.0090	1.0108
$(0.0410+1)^{n/12}$	1.0034	1.0067	1.0101	1.0135	1.0169	1.0203

n	7	8	9	10	11	12
$(-0.0026+1)^{n/12}$	0.9985	0.9983	0.9980	0.9978	0.9976	0.9974
$(0.0217+1)^{n/12}$	1.0126	1.0144	1.0162	1.0181	1.0199	1.0217
$(0.0410+1)^{n/12}$	1.0237	1.0271	1.0306	1.0341	1.0375	1.0410

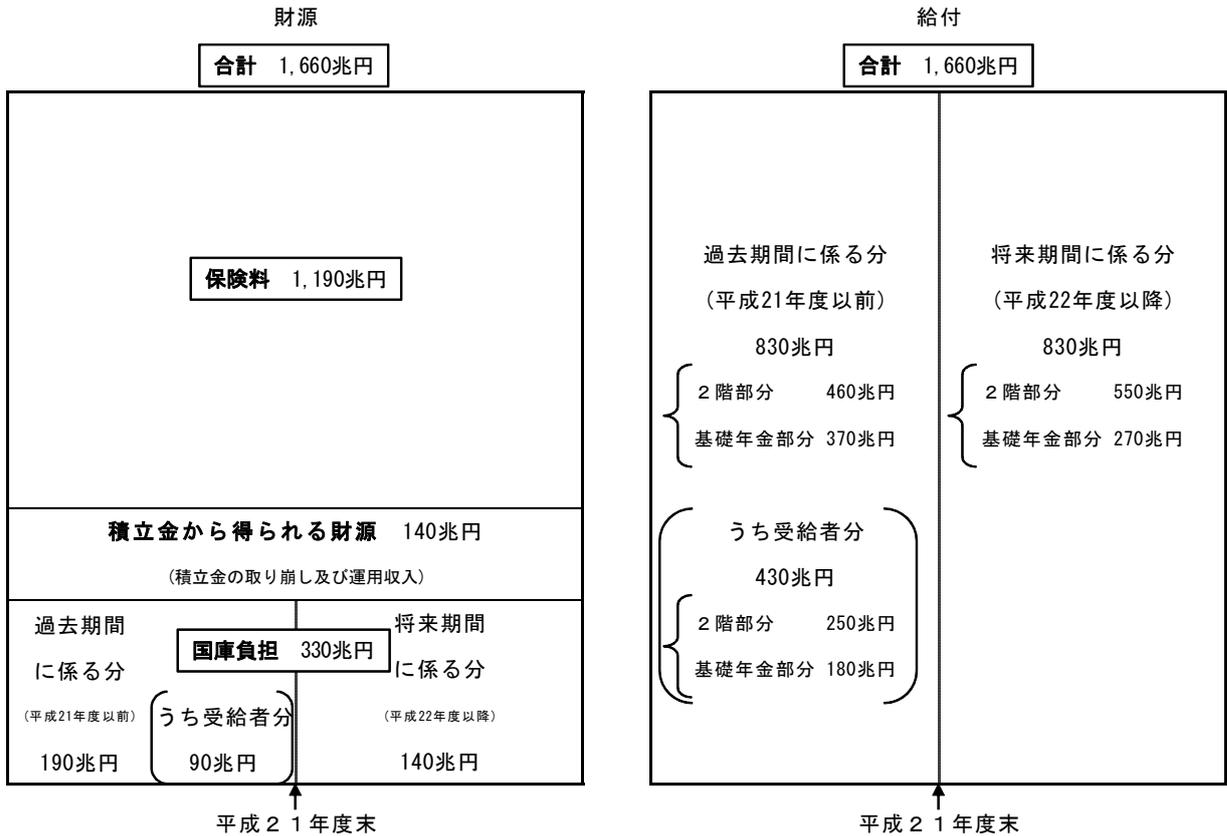
- ② 「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成 24 年 1 月 31 日年発 0131 第 2 号）」による改正前と改正後の最低責任準備金調整額の算定方法の違いを説明しなさい。
- ③ この基金の平成 24 年度財政決算における継続基準の財政検証に関し、判定結果について数値を示したうえで基準を満たしているかどうか、また基準を満たしていない場合には変更計算を留保できるかどうか説明しなさい。
- ④ 「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成 24 年 1 月 31 日年発 0131 第 2 号）」による改正後の厚生年金基金財政運営基準による継続基準の財政検証について、改正前の継続基準の財政検証との違いに触れたうえで、このような取扱いとされた理由について簡記しなさい。ここで、最低責任準備金調整額の算定方法の見直しについては触れる必要はない。

## 【 第 II 部 】

問題 3. A、B いずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚程度とすること]  
(40 点)

A. 厚生年金の財政方式について、次の問に答えなさい。

(問) 次の図は、平成 21 年財政検証、基本ケースによる厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）である。これを見ながら、厚生年金の財源構造について説明し財政方式との関係、特に積立方式への移行に関して論じなさい。



B. 多くの厚生年金基金（以下、「基金」という。）が、長期的な財政状況の悪化という問題を抱えつつも、抜本的な財政健全化を実現できないでいる。こうした状況において、ある基金を想定し、次の①～③の各問に答えなさい。

- ① 基金が、財政健全化とその後の長期的かつ安定的な財政運営を目標に据えた場合において、どのような課題が挙げられるか、ア. 基金自身が取組むべき課題、イ. 基金制度に関する法制面の課題、の2つの観点から述べなさい。なお、イ. においては、「代行部分の中立化」について触れること。
- ② 基金が、解散を目標に据えた場合において、どのような課題が挙げられるか、ア. 基金自身が取組むべき課題、イ. 基金制度に関する法制面の課題、の2つの観点から述べなさい。
- ③ 基金が、存続か解散か決めかねている場合において、どのようなアドバイスをすべきか年金アクチュアリーとしての立場から所見を述べなさい。

年金2 解答例  
【第I部】

問題1.

(1)	設問	正誤	正しい内容
	ア	×	「定数を超えるもの」 → 「定数の倍数を超えるもの」
	イ	×	「被保険者の3分の2以上」 → 「被保険者の2分の1以上」
	ウ	×	「数理債務」 → 「給付現価」
	エ	×	「65歳」 → 「70歳」
	オ	×	「厚生労働省において作成する年平均の賃金指数」も可

(2)	① 三六月が経過した日	② 翌々日から四八月が経過した日
	③ 基礎率	④ 該当した事業年度の末日
	⑤ 財政計算を行おうとする任意の日	⑥ 八カ月

(3)	① 現価相当額	② 選択一時金の選択
	③ 下限予定利率	④ 加算年金支給開始要件
	⑤ 最も低い下限予定利率	

(4)	① 債務超過	② 連合設立及び総合設立
	③ 加入員数の減少	④ 年齢構成の高齢化
	⑤ 厚生年金基金設立認可基準	⑥ 確定拠出年金法
	⑦ 資産管理機関	⑧ 事情変更

③と④は順不同

(5)	① (K)	② (R)
	③ (O)	④ (H)
	⑤ (M)	⑥ (J)

(1)

①

保有資産の長期的期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならないこと。

年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考にするとともに、代議員会において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。

代行部分の予定利率については、年金特別会計の厚生年金勘定にかかる積立金の長期的期待収益率を勘案して決定される必要がある。

②

代行部分の予定利率を引き下げた場合、代行部分の債務および標準掛金への影響はないが、代行部分の特別掛金および特例掛金は低下するため、代行部分については掛金引下げとなる。つまり予定利率を引き下げることが、財政健全化の観点から必ずしも望ましいとは限らない場合があることに留意する必要がある。

(2)

①
(1) 継続基準による方法
次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法
ア 給付現価と最低責任準備金の額と最低責任準備金調整額の合計額
イ 数理債務の額と最低責任準備金の額と最低責任準備金調整額の合計額
ウ 数理債務の額と最低責任準備金の額と最低責任準備金調整額の合計額から 特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額
(2) 非継続基準による方法
最低積立基準額を基準として按分する方法
(3) 受給者及び受給待期者に係る資産を先取りする方法
次の定める額の合計額とする方法
ア 前記(1)と(2)に掲げるいずれかの額のうち受給者及び受給待期者に係る部分の額
イ 分割時積立金の額からアに掲げる額の合計額を控除して得た額を前記(1)と(2)に 掲げる額のうち加入員に係る部分の額に応じて按分した額

②
ア 残余財産の額が上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を下回らない場合 上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を各解散基金加入員に分配し、残余 財産の額から上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を控除した額を基金の 規約に定める公平かつ合理的な基準により分配する方法
イ 残余財産の額が上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を下回る場合 残余財産を各解散基金加入員に係る上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額 で按分した額を分配する方法。ただし、解散日における年金受給者及び受給 待期脱退者に係る上乗せ部分の最低積立基準額、並びに加入員の上乗せ部分の 最低積立基準額のうち、加入員拠出に基づいて行われる給付であって解散日ま でに発生しているとみなすことが合理的である給付の現価相当額については優 先的に分配できること。

(3)

①
(給付現価負担金の交付の対象)
基金及び連合会の毎事業年度の末日における最低責任準備金相当額が過去期間代給付現価の額に0.5を乗じて得た額を下回る場合に当該下回る額の一部又は全部について交付の対象とすること。
(給付現価負担金の額の算出方法)
(1) 過去期間代行給付現価の額に0.5を乗じて得た額から最低責任準備金相当額を控除した額に0.2を乗じて得た額とする。
(2) (1)にかかわらず最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の額に0.25を乗じて得た額を下回るときは、当該過去期間代行給付現価に0.5を乗じて得た額から当該最低責任準備金相当額を控除して得た額とする。

②
(財政運営上の影響)
給付現価負担金の交付により、純資産額及び最低責任準備金が増加する。 この結果、基金の積立不足額は変動しないが、純資産額が最低責任準備金を下回る場合には最低責任準備金に対する積立比率は上昇する方向に変動する。
(留意点)
給付現価負担金の交付による影響については、①給付現価負担金の交付により基金の積立不足額が縮小する、又は、②資産も負債も増加するため積立不足額に影響しないため積立比率にも影響はない、と誤解される可能性が想定される。従って、「資産も負債も増加するため積立不足に対して直接的なメリットないが、積立状況が相当程度悪化している場合（例えば、指定基金の健全化計画を想定）には、積立比率を上昇させる効果がより明確に現れるため、基金財政上のメリットとして捉えることができる。」と理解しておくことが必要である。

(4)

①

最低責任準備金調整額＝最低責任準備金×{(A+1)<sup>9/12</sup>×(B+1)÷1.0723-1}

ここで、平成24年度財政決算ではA:2.17%、B:4.10%であり、これを計算すると、-245百万円となる。

②

改正前：平成11年9月に遡って、最低責任準備金の算定に用いる厚生年金の運用利回りについて適用時期が最大1年9か月遅れることが解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除した額。

改正後：決算時の最低責任準備金にその後1年9ヶ月の利子を付した額を、激変緩和を考慮して平成11年10月以降1年9ヶ月の利回りで除した額から最低責任準備金を控除した額。

③

(継続基準の財政検証について)

責任準備金＝責任準備金(プラスアルファ部分)＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額  
＝18,755百万円

純資産額／責任準備金＝0.85<1.00となり、基準に抵触する。

(変更計算の留保について)

数理上資産額＝純資産額＋資産評価調整加算額＝17,600百万円

(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金＝1.01>1.00となり、変更計算を留保することができる。

④

改正前の継続基準の財政検証では、責任準備金に資産評価調整額が加味されていたが、改正後は加味されないものとなった。

理由は、決算日時点の債務と資産の状態を的確に把握するため。

## 【第Ⅱ部】

### 問題3－A.

(解答のポイント)

賦課方式と積立方式の性質について述べるとともに、各方式での運営が図の中でどのように反映されているかについて言及すること。現状は若干の積立金を有しているものの積立方式とは程遠い財政方式であり、これを積立方式に移行するためにはいわゆる「二重の負担」が生じることに触れられていることを必須とする。

論理的な議論の展開をしていることを前提に、賦課方式と積立方式のどちらの方式を望ましいと考えているかは評価の対象としない。

(解答例)

平成21年財政検証では2105年までの将来見通しが作成されているが、この間の給付費を運用利回りで割り引いて平成21年度末現在の価値に置き換えて足しあげた総額が1,660兆円となっているのを示しているのが右図である。この財源として、保険料が1,190兆円、積立金140兆円、国庫負担330兆円と内訳を示しているのが左図である。

公的年金の財政方式として代表的なものとして賦課方式と積立方式があげられる。賦課方式はその年の給付費をその年の保険料で賄う方式であり、給付と負担の各々の現価を求めれば両者は当然一致する。これはまさに左右の図の総額が一致することに他ならない。

ただし、賦課方式による財政運営は高齢化や少子化などによる受給世代と現役世代の人口構成の変化により現役世代1人当たりの負担額が年により異なることとなる。特に、日本においては高齢化とともに少子化が進んでいる状況になっており、受給世代を支える現役世代の数が著しく減少することが見込まれている。こうした中で、将来の現役世代は本当に負担し得るのであろうかという疑問から、賦課方式では公的年金の安定的な財政運営はできないと考え、積立方式による財政運営とすべきという考え方が生まれてくる。

積立方式の様態は様々なものがあるが、この図では、給付を過去期間に係る分と将来期間に係る分とに分けられるようになってきていることから、以下では、将来発生する給付のうち、基準時点までの過去に加入した期間に応じた給付について、基準時点における積立金で賄う方式を積立方式としてとらえることとする。この場合、すでに加入した期間に応じた給付分をあらかじめ積み立てておくことにすれば、将来の現役世代が減少しようとも積立金により給付が賄われるのであるから、少子高齢化社会においても財政運営の心配は賦課方式よりずっと少ないことが予想される。

こうした積立方式としてみた場合、右図では給付全体を見るのではなく、過去期間に係る給付830兆円を積立金で賄うことができるようになってきているのかを確かめることとなる。実際に、左図を見てみると、国庫負担330兆円の内訳が出ており、過去期間分に係る分は190兆円となっている。したがって、給付830兆円に必要な積立金は $830 - 190 = 640$ 兆円となる。では実際にある積立金はいくらであろうか。左図では積立金から得られる財源が140兆円となっている。厚生年金が現在とっている有限均衡方式では、2105年度において給付の1年分の積立金を保有することとなっているため、給付と財源を比較するとこの最後の積立金の分だけ税源が多くなっているはずである。だが、100年後の1年分の給付の現価はそれほど大きくはなっていないと考えられるので、ここで現在保有する積立金を140兆円としても、大きな間違いではないであろうし、また以下の議論を左右するほどのものでもないことから現在保有す

る積立金を140兆円とすると、積立方式として必要な額640兆円に対して実際には140兆円の積立金しかなく500兆円不足していることがわかる。

これは、現在の厚生年金の財政方式を過去期間に応じた給付については事前に積み立てるという積立方式に移行するためには500兆円不足しており、現役世代が積立方式に基づく掛金を負担するほかに、この500兆円の負担を行わなければならないことを示している。

もっとも、左右の図で将来期間に係る分について見てみると、将来期間に係る分の給付は830兆円でうち国庫負担が140兆円であるから、必要な保険料は $830 - 140 = 690$ 兆円となり、将来18.3%まで保険料率を引き上げることにより1,190兆円の保険料となるわけだから、積立方式による掛金率は $18.3 \times 690 \div 1,190 \approx 11\%$ 程度に引き下げられるであろう。500兆円の負担は18.3%と11%の差で賄うことができるが、上で述べたように過去期間に対応する給付分を常に積立金で賄うとすれば、さらに短期間で積立金を増加させる必要があるため、現行の保険料率よりも高い負担をしばらくの間行わなければならない。

しかし、財政方式を積立方式とした場合には、基本的に掛金は自らのために積み立てる性格のものとなり、自らのものでない後発債務等の償却は言われのない負担となり、自ら負担すべきもの以外の負担をさらに負うことが明確となる。これがいわゆる二重の負担といわれるものであり、積立方式により給付と負担の関係を明確にした場合に避けられない問題として浮上する。

賦課方式においては、世代と世代の助け合いの考えのもと、給付と負担の関係は当年の両者の額が一致する以上の意味合いはなく、世代と世代の給付や負担のバランスを考え、様々な話し合いがなされ給付と負担の関係が調整されていくが、積立方式に移行する際には、しばらくの間、賦課方式を続けていくのより高い負担を行わなければならない、二重の負担を背負わされることになる現役世代の移行時の抵抗はかなり強いものとなるであろう。

また、積立方式においては、後発債務の発生が避けられない。この債務を現役世代に負担を求めれば、二重の負担が再び発生するとともに人口構成が変化していく過程の中では、やはり世代間の格差が生じる可能性がある。このため、この債務を受給者に負担させることも考えられるが、これは給付の削減を行うことにほかならず、老後の所得保障を目的とする公的年金の役目を放棄しかねない。

かように積立方式により公的年金の財政に関する問題が解決するのではなく、賦課方式にはない新たな問題が発生するということに十分留意して、財政方式の問題について議論すべきである。

### 問題3-B.

(①の解答のポイント)

ア. 基金自身が取組むべき課題

「厚生年金基金の長期運営計画策定のガイドライン」「指定基金健全化計画承認基準」の趣旨を踏まえた基金の取組事項、これらの取組事項に対し積極的に行動する必要性が記載されていればよい。

○現状分析

- ・ 現行制度を継続した場合の将来予測
- ・ 過去の財政決算の剰余・不足の要因分析
- ・ 過去の制度設計変更の効果分析
- ・ 上記を踏まえた、制度設計・資産運用・基礎構造からの課題認識

○認識された課題への対応

- ・ 給付の引下げの検討
- ・ より適切な資産方針の検討
- ・ 掛金の引き上げ
- ・ 加入員増加・任意脱退抑制への取組み
- ・ これらを実現するための、理事会・代議員会での的確かつ積極的な検討・議論と責任の明確化
- ・ 場合によっては、外部専門家によるコンサルティングの導入

イ. 基金制度に関する法制面の課題

代行部分の中立化が完全ではないことに加え、非継続基準の掛金算定上の問題、高成熟度を持つ基金に対する施策の可能性、現在の社会経済状況（低成長&不確定要素大）を踏まえたより弾力的な掛金算定の基準の可能性、基金実施の明確なメリットの創設などが考えられる。

○代行部分の中立化の不完全性

- ・ 所謂「0.875問題」
- ・ 所謂「期ズレ」の問題
- ・ 基金と国との資産運用効率の差異

○非継続基準の掛金算定上の問題

- ・ 回復計画による設定掛金は、現実的な前提に基づくもの的高くなり過ぎて実効性に欠ける
- ・ 積立比率に応じた方法によると、年度によって必要掛金が大きく変動し得る

○高成熟度を持つ基金に対する施策の可能性

- ・ 成熟度の高まりによって、基金の財政運営が硬直的にならざるを得ない

○弾力的な掛金算定の基準

- ・ 現在の財政状況、掛金負担能力は基金や母体業界によって大きく異なる
- ・ 現行の継続基準・非継続基準という一律の基準ではなく、各基金が持つ財政上の目標を個別に設定し、その目標に向けた掛金設定を行えるようにしていくことが必要

○基金実施の明確なメリットの創設

- ・ 何かしらの優遇措置がないと基金を継続する意味合いがない

(②の解答のポイント)

ア. 基金自身が取組むべき課題

解散という大きなイベントに対する加入員・受給権者・事業主の理解を得ることが最重要であり、更に代行部分の給付を行う代行責任と上乗部分の受給権保護に向けた取組みが必要である。

○加入者・受給権者・事業主の理解

- ・解散によって何がどうかわるのか(メリット・デメリット)の説明、特に上乗せ部分の給付がどうなるのか
- ・何故解散するのかに対する十分な説明

○最低責任準備金・最低積立基準額の確保

- ・一括拠出で確保するのか、掛金引上げで対応するのかを含めた財政計画の立案
- ・上乗部分にあってはどこまで確保するのかの検討
- ・特例解散を適用できるのかなどの確認
- ・選択一時金取得の急増などキャッシュフロー流出に伴う懸念の確認
- ・確保するのかしないのか、確保するとすればどの水準まで確保するのか等の検討
- ・事業所脱退の財政上の影響の確認と申し出の際の対応の確認(上乗せ部分まで一括)

イ. 基金制度に関する法制面の課題

積立状況が良い基金に対し解散のハードルを下げる施策の可能性と、解散というスキームは受給権保護の側面が弱い解散という問題点が考えられる。加えて、特例解散における分割納付の連帯責任の問題の改善、解散後の制度の受け皿について法整備することの必要性。

○解散のハードル

- ・積立状況が良い基金については、合理的な理由と合意によって解散出来るようにする

○解散に伴う受給権保護

- ・最低責任準備金を返還すれば受給権者の同意をせずとも受給権が消滅する現在の仕組みは問題であり改善が必要

○特例解散における分割納付の連帯責任

- ・負担が後から積み重なる連帯責任は当初の解散の想定を超えており問題
- ・倒産して解決するというモラルハザードも将来的には起きかねない

○受け皿についての法整備

- ・退職金制度のない中小企業もあることから、基金を継続できなくても何かしらの上乗せ給付は必要であり、運営コスト・事務負荷等様々な観点で簡易な制度が必要ではないか

(③の解答のポイント)

様々な立ち位置が考えられるが、基本的には受給権保護の観点に基づいた適切な論理展開が必要である。

- 基金の役割を改めて認識してもらうこと。
- 上記①②で基金が取り組むべき課題をそれぞれについて検討・認識してもらうこと。
- その上で、将来の基金像を描き、その結果によって存続か解散を選んでいくこと。
- 従って、基本的には存続を第一候補として検討を進めてもらうが、例えば、どうしても業界全体の状況からも加入員数の減少が避けられない、どうしても将来の運用収益の確保が見込める経済予測には納得できない、などによっては解散を選んでもらうこと。
- 一方で、継続するにしても解散するにしても、諸法令通知に従う必要があり、これは遵守してもらうこと。
- 併せて、解散する場合においては、可能な限り受給権保護に資する措置を講じてもらうこと。特に、上乘部分の受給権者については、その生活に直結することもあり、選択一時金を採らせてから解散するなどの検討も必要になる。
- 現在の厚生年金基金改革の動向を踏まえての検討も有効であり、現在進められている法整備を待つこともあり。

(解答例)

①ア. 基金自身に取り組むべき課題

まず、現状分析を行い理事・代議員で共有する必要がある。現状分析に当たっては、直近の積立状況、収支状況の確認とこのまま制度を継続した場合の推移を予測することが重要である。予測においては前提を複数通り置くなどしてリスクシナリオを共有することも重要である。加えて、過去の剰余・不足の発生要因や制度設計変更等の対応による効果についても確認することが必要である。そしてこれらについて十分に検討を行い、掛金設定、給付水準、資産運用、人員構成、意思決定プロセス等の観点から課題を整理しその解決を図ることとなる。

具体的には、掛金引上げ、給付水準の引下げ、資産運用の効率化や（これまでリスクを取り過ぎていたならば、）低リスク運用へのシフト、相互理解に基づく事業所の新規加入促進や事業所脱退の抑制等を複合的に行っていくことが有効であろう。例えば、予定利率と給付利率を同時に引下げ掛金引上げと給付水準の引下げを行いつつ低リスク運用へシフトすることで財政運営の安定化を図ることは、過去事例も多く理解も得られやすいものと考えられる。

また、方策を実行するに当たっては、総合基金の場合は特に、理事・代議員会等における円滑な意思決定が重要となる。財政運営に関する理解の深耕、積極的な検討、責任の所在の共有はそのために必要なことであろう。加えて、必要に応じ年金数理人を始めとした外部のコンサルティングも活用することも検討すべきである。

最後に、加入事業所、加入員、受給権者への情報提供を行うべきことは言うまでもないであろう。

### ①イ．基金制度に関する法制面の課題

最低責任準備金の転がし計算、給付現価負担金の導入によって、代行部分の中立化の仕組みは完成されているものの、より細かく見てみると、いくつかの微修正が望ましい点もあると考えられる。具体的には、厚生年金基金制度に関する有識者会議でも議題に挙げられた所謂0.875問題や期ズレ解消は、その主なものと言える。

0.875の係数については、基金制度創設時に今とは異なる制度・人員構成を前提として決定されたものであり、現在の状況とは整合性を欠くと考えられ見直されるべきものであろう。

また、期ズレの解消については、毎年の財政検証における負債と資産の連動の観点から不整合が生じるばかりか、これによって本来積立十分なのに追加掛金必要という事態やその逆の事態を生む要因となるものであり、同様に見直されるべきものであろう。

この他、給付現価負担金の交付基準についても検討されることが望ましい。現在の交付基準であっても代行部分の中立化は実現されており、また実効性についても問題はないと思われるものの、より厳密には、給付現価負担金の交付の有無や大小は積立比率に影響を及ぼすため、結果、財政検証や財政計算結果に影響を及ぼす要因を孕んでいる。その点では、少なくとも現在の交付基準について制度利用者が納得出来る整理がされることが望ましい。

更に、最低責任準備金を計算する際に使用する厚生年金本体利回りが挙げられよう。厚生年金本体の資産運用においては、市場運用部分以外（財投債・預託金）が存在しており、基金の資産運用と異なる部分が存在する。また、スケールメリットの面でも大きな違いがあり、基金が本体と同程度のリターンを得るために必要なリスクはより高いと考えられる。この点を定量化することは難しいと考えられるが、基金設立のメリット設定の1つと位置づけて見直す余地は十分にあると考えられる。

代行部分の中立化以外においても、検討すべき課題はいくつかある。まず、非継続基準の財政検証の在り方が挙げられよう。平成24年度財政検証からの非継続基準においては、回復計画で掛金を設定する場合は掛金が異常に高く決まるケースも想定され、積立比率に応じた掛金を設定する場合は年度毎に掛金水準が大きく変動する可能性があり、改めて内容を精査すると共に見直しを検討する余地があると考えられる。

その他、今ない仕組みとして、高成熟となった基金が硬直的な財政運営に陥らないための施策やより弾力的な掛金設定の可能性などが検討に値すると考える。例えば、前者であれば年金バイアウトの仕組みの導入、後者であれば各基金に目標積立水準とその達成時期を決定させ個別の財政状況に応じより自律的に積立状況を改善させる仕組みの導入が考えられる。

## ②ア．基金自身が取組むべき課題

解散に対する加入者・受給権者・事業主の理解を得ること、最低責任準備金又は最低積立基準額の確保、上乘部分の代替給付の確保に向けた取組みが必要である。

加入者等への理解については、解散理由を十分に説明し理解を得たうえで同意を取得する必要がある。また、解散前後の給付の違いについて、分配の有無とその水準、退職金との関係（この点は事業主に依存することも含め）、連合会移換の仕組み等を説明することも必須である。特に、受給権者に対しては生活に直結するため、より丁寧な説明が必要である。

最低責任準備金又は最低積立基準額の確保に向けては、まず確保する積立水準の目標設定が重要な意思決定となる。受給権と直接関係する事柄であり慎重な議論が必要である。加えて、目標とする積立水準確保のための財政上の手当てについての計画・実行を行うこととなる。例えば、一括拠出で確保するのか通常の掛金引上げで対応するのかを含めた解散時期までの財政計画、特例解散適用の検討、選択一時金の取得要望への対応、事業所脱退の申出への対応も整理しておくことが必要であろう。更に、解散後の退職給付について、考え方を整理しておくことが必要である。実際に、基金自身が別のスキームを準備することは困難ではあるが、選択肢を示す等、事業主が対応しやすいよう情報提供を行うことは重要と考える。

## ②イ．基金制度に関する法制面の課題

解散はそれ自体加入者・受給権者への影響が大きく慎重な判断が必要であるが、見通しが難しい経済環境を踏まえれば、より積極的に解散を希望する積立状況に問題ない基金に対しては、解散の理由要件を緩和しより摩擦のない状態での解散を可能とする施策の可能性を検討してもよいと考える。一方で、現在、解散は最低責任準備金を返還すれば受給権者の同意を得ずとも行うことができ、受給権保護の観点では、受給権者の同意取得を要件とする受給者減額との整合性を欠くものとなっている。現実的に解散に係る受給権者の同意取得は困難である観点に立てば、最低責任準備金のみ返還による解散を認めないという方法も1つと考えられる。

この他、特例解散（納付猶予）における分割納付の連帯責任の廃止は必要な措置であろう。厚生年金本体との財政の関連で言えば合理的ではあるものの、過去に問題になった様に、倒産発生による他事業主への影響は1事業主を超え地域や業界への影響をも孕んでおり、廃止はやむを得ないと考える。また、あってはならないことではあるが、倒産して解決するというモラルハザードも将来的には起きかねない。

最後に、新たな受け皿についての法整備が検討に値する。退職金制度のない中小企業もあることから、基金を継続できなくても代替給付は必要であり、運営コスト・事務負荷等様々な観点で現行の確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済の見直し等は検討すべきものとする。

### ③所見

存続か解散かを決め兼ねている基金に対しては、その理由にもよるが、上記①や②で整理した基金が取り組むべき課題を認識し検討する方向に導くことが重要になるであろう。従って、まずは、基金の役割、現在の積立状況・収支状況、今後の予測（財政状況、人員構成、社会経済環境、業界動向等）、過去の分析を幅広く行い情報提供することが必要である。

次に、存続する場合・解散する場合それぞれの課題やメリット・デメリットについても整理し提供する必要がある。その上で、基金自身が何に価値を置き将来をどう読むかを自身で判断しつつ、最終的な決定をするよう導いていくこととなる。この段階においては、過去の事例や同様の悩みを持つ基金の事例の紹介やより精度の高い財政予測や基金を取巻く環境の動向予測を提示することが有効であろう。

なお、年金アクチュアリーとしてはその専門性を活用して基金にアドバイスすることとなるため、専門外のことについては別の専門家を巻き込むことが適宜必要な旨伝えることが妥当である。

また、議論の順序としては基本的には、たとえ給付減額を行ってでも存続を第一候補として検討を進めてもらうことが、受給権保護の観点からはより望ましい。その上で、例えば、どうしても業界全体の状況からも加入員数の減少が避けられない、どうしても将来の運用収益の確保が見込める経済予測には納得できない、などと基金が判断する場合には解散を選んでもらうこととなろう。

なお、何れにしても、基金運営は諸法令通知に従う必要があり、これを遵守すべきことを明確に伝える必要がある。例えば、積立不足を解消するために掛金引上げが必要なのであればこれを行うことは明確伝える必要があり、必要に応じ、引上げなかった場合の予測・デメリットを説明することが妥当であろう。

この他、解散する場合においては、可能な限り受給権保護に資する措置を講じてもらうことも重要な提案の1つである。状況によっては困難ではあるが、基本的には最低積立基準額を確保しての解散が望ましい。特に、上乘部分の受給権者については、その生活に直結することもあり、最低積立基準額を確保することや選択一時金を取得してもらってからの解散などは検討に値しよう。

最後に、現在の厚生年金基金制度の見直しの動向を踏まえての検討も時間的に待てる基金であれば有効であり、現在進められている法整備を注視しつつその内容を基金に説明し理解と判断を促していくことも重要な役目である。